

昭和四十年四月十五日（但休日に当るときは翌日）

鳥取県公報

◇告示

結核病等検査の実施

土地の買収令書の交付

地域森林計画の公表

◆運管告示

鳥取県選挙管理委員会の招集

◆公告

昭和三十七年度鳥取県警察官採用試験の合格者

地方職員共済組合の役員の就任

地方職員共済組合の定款の公表

告 示

鳥取県告示第六百七十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査を実施するから、実畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査を受けることを命ず

る。

昭和三十七年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌

牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

及び生後六ヶ月以内及び分べん前後三ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

・結核病検査……ツベルクリン皮内反応

・ブルセラ病検査……ブルセラ急速診断法国際法

別表

第一実施期日 第二次 実施区域 実施場所

十二月二十四日 十二月二十六日 西伯郡大山町佐摩 佐摩診療所

00980

(第3種郵便物)

00979

(第3種郵便物)

鳥取県告示第六百八十一号
次の土地は、農地法（昭和三十七年法律第二百二十九号）第七十二条の規定により、買収することに決定したが、土地所有者の現住所が不明のため、買収令書を交付することができないので、同条第四項の規定において準用する第五十条第三項の規定に基き、告示する。

昭和三十七年十二月二十一日

鳥取県知事 石破 二朗

一 土地の所在及び対価等

土地の所在	在台帳地目	面積	現況	台帳買賣	積収	対価	所有者及び相続人
西伯郡中山町大字松河原字尾原一	四五六の三五	山林	山林	一二、三一六	一二、三一六	六、〇八五、八二亡	田尾 トメ
"	"	"	"	"	"	"	谷口 生陽
"	一、四五六の四三	"	"	一三、二〇七、一三、二〇七	六、五一四、四四	"	佐子山 蔦枝
"	"	"	"	"	"	"	田尾 武司
"	一、四五六の四四	"	"	"	一、〇〇〇	一、〇〇〇	田尾 修己
"	一、四五六の四五	"	"	"	"	"	田尾 末友近
計				一一七	一一七	七七、三四	
二、供託を要する支払対価	一一、七〇五円						
三、各人持分の支払(供託)対価							
四、対価の支払の方法	供託する。						
五、買取期日	昭和三十八年一月十五日						

供託を要する者の氏名 対価 持分 附

田尾 ドメ	四、三九〇円	九分の三	
谷口 生陽	一、四六三	九分の一	
佐子山 蔦枝	一、四六三	"	
田尾 修己	一、四六三	"	
田尾 武司	一、四六三	"	
田尾 友近	一、四六三	"	
計	一一、七〇五		

四、対価の支払の方法 供託する。
五、買取期日 昭和三十八年一月十五日

鳥取県告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、鳥取、八頭、倉吉、米子、日野森林計画区の地域森林計画を、次の場所において公表する。

昭和三十七年十二月二十一日

鳥取県知事

石破 二朗

公表場所

一 鳥取県農林部林務課
一 鳥取県鳥取地方農林振興局
一 鳥取県八頭

一 鳥取県倉吉

一 鳥取県米子

一 鳥取県日野

選挙管理委員会告示

昭和三十七年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

00981

(第3種郵便物) 4
昭和三十七年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次の通り招集する。

昭和三十七年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

昭和三十七年十二月二十六日 午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁内

鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題

一世論調査の実施について

新成人の紙上座談会開催について

公 告

昭和三十七年十二月十五日委員会で決定した昭和三十七年度鳥取県警察官採用試験の合格者を次のとおり公告する。

公 告

五〇二 谷川 秀之	一〇二三 青木 龍人
四七 楢狩 辰雄	四五 大野 正男
五一 山上 敏秋	五四 隈 理偶
五〇六 梅田 徹	一〇二七 池淵 晴男
五二三 森山 和寛	三九 山出勝次郎
四 有本 暢夫	一〇一八 安田 政己
五一五 中原 祥雄	二五 山根 忠雄
五二三 河本 清	一〇一九 光谷 佑
一七 田中 達則	五三〇 大口 久志
一〇〇一 丸山 憲市	二〇 橋本 繁広
二一 山田 武男	五三一 北中 義春
一四 木下 訓夫	五〇八 上本 必勝
一〇〇七 河本 豊寿	一〇一九 光谷 佑

00982

(第3種郵便物)

5 昭和37年12月21日 金曜日 鳥取県公報 第3388号

地方公務員共済組合法第十四条第四項の規定に基づき、地方職員共済組合定款を次のとおり公告する。

昭和三十七年十二月一日付で地方職員共済組合の役員として次の者が就任したので公告する。

昭和三十七年十二月二十一日

地方職員共済組合 理事長 萩田 保

(以上三六人)

地方公務員共済組合法附則第三条第五項の規定に基づき、地方職員共済組合定款を次のとおり公告する。

昭和三十七年十二月一日

地方職員共済組合 理事長 萩田 保

(設立の根拠及び名称)

第一章 総 則

第一条 この組合は、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号。以下「法」という。)に基づいて組織し、地方職員共済組合(以下「組合」といいう。)という。(目的)

第二条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行ない、もつてこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第三条 組合は、主たる事務所(以下「本部」という。)として次のとおりである。

理事(非常勤)、荒井 政雄(群馬県総務部長)
理事事長 萩田 保
理 事 長 萩田 保
同 (同) 小坂新二郎(全日本自治団体労働組合会計)
同 (同) 平野 正臣(静岡県総務部人事課長)
監事(常勤) 桜沢東兵衛
同 (非常勤) 秋本 昇(埼玉県出納長)
同 (同) 秋山 邦夫(山梨県監査委員会事務局書記)

を東京都港区芝琴平町二番地ノ一に置く。

2 組合は、従たる事務所（以下「支部」という。）を置き、その名称及び所在地は、別表のとおりとする。

3 支部の所轄機関（以下「所属所」という。）は、地方法員共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）で定めるところにより支部長が定める。

（支部長及び所属所長）

第四条 支部に支部長を置き、都道府県知事の職にある者をもつて充てる。ただし、本部に置かれる支部については、理事長をもつて充てる。

2 所属所に所属所長を置き、支部長が定める職にある者をもつて充てる。

（所掌事務）

第五条 理事長は、本部の事務を執行する。

2 支部長は、理事長の命を受け、支部の事務を執行する。

3 所属所長は、支部長の命を受け、所属所の事務を執行する。

（会長）

第五条 理事長は、本部の事務を執行する。

2 支部長は、理事長の命を受け、支部の事務を執行する。

3 所属所長は、支部長の命を受け、所属所の事務を執行する。

（会議）

第二条 会長は、運営審議会の会議を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

（会議）

第十一条 運営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、自治大臣又は七人以上の委員が会議に付議すべき事件を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

3 運営審議会は、第八条各号に掲げる委員が、それぞれ四人以上出席しなければ会議を開くことができない。

ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた委員がなおそれぞれの委員の定数の半数に達しないときは、又は招集に応じた委員がそれぞれの委員の定数の半数に達しても出席委員が定足数を欠き会長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した委員が定足数に達し

てもその後定足数に達しなくなつたときは、この限り

（公告の方法）

第六条 組合の公告は、都道府県公報に掲載して行なう。

（運営審議会の名称）

第七条 法第六条の規定に基づき組合に置く運営審議会は、地方職員共済組合運営審議会（以下「運営審議会」という。）という。

（委員の定数）

第八条 運営審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、次のとおりとする。

1 組合員を代表する者以外の者である委員 八人

2 組合員を代表する者である委員 八人

3 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代理による表決）

第十条 運営審議会に会長を置く。会長は、第八条第一号に掲げる委員のうちから、委員が選舉する。

（会議規則）

第十二条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、他の組合員を代理人として議決権又は選挙権を行なうことができる。

（会議録）

第十三条 運営審議会は、会議規則を設けなければならぬ。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に会長に提出しなければならない。

第十四条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を

2 組合の長期給付に要する費用としての掛金及び負担の額は、組合員の給料の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛 金 率	負 担 金 率
一般組合員	千分の五十五	千分の六十九
船員統合組合員	千分の四十四	千分の五十五

第八章 審査会

(審査会の名称)

第三十条 法第百十八条第一項の規定に基づき組合に置く地方公務員共済組合審査会は、地方職員共済組合審査会という。

第九章 財務

(貯金の繰入れ)

第三十一条 組合が、地方公務員共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府、文部省自治省令第一号)第七条第一項の規定により定款で定めることとされている

第十章 監査

(監査)

第三十五条 監事は、毎事業年度少なくとも一回以上期日を定めて、及び必要があると認める場合は臨時に組合の業務を監査するものとする。

金額は、年額百五十円とする。

第三十二条 組合の会計単位は、本部会計及び支部会計とする。

(経理単位)

第三十三条 組合の経理単位は、短期経理、長期経理、業務経理、保健経理、医養経理、宿泊経理、貯金経理、貸付経理及び物資経理とする。

(事業計画及び予算又は決算の公告)

第三十四条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算について運営審議会の議を経たときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を公告しなければならない。

三 監査事項

四 監査の結果の概況及び意見

五 出納職員に対して直接注意した事項

六 その他必要な事項

附 則

1 この定款は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

2 地方職員共済組合定款(昭和三十三年)は、廃止する。

第三十七条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひよう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第三十八条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び運営審議会に提出しなければならない。

- 一 監査年月日
- 二 監査の対象となつた期間

3 第二十六条ただし書の規定中百円未満の金額に係る部分は、昭和三十七年十二月分以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同月前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

4 第三十一条に規定する金額は、同条の規定にかかるわらず、昭和三十七年度においては七十円とする。

00992

15 昭和37年12月21日 金曜日 鳥取県公報 第3388号

(第3種郵便物)
(認可)

広島県支部	広島市基町
山口県支部	山口市上字野令
徳島県支部	徳島市万代町一丁目
香川県支部	高松市八番町
愛媛県支部	松山市一番町
高知県支部	高知市丸ノ内
福岡県支部	福岡市天神町
佐賀県支部	佐賀市赤松町
長崎県支部	長崎市外浦町
熊本県支部	熊本市行幸町
大分県支部	大分市荷揚町
宮崎県支部	宮崎市別府町
鹿児島県支部	鹿児島市山下町

00991

昭和37年12月21日 金曜日 鳥取県公報 第3388号 (第3種郵便物)
(認可) 14

別表

支部名	所在地
本部支部	東京都港区芝琴平町
北海道支部	札幌市北三条西五丁目
岩手県支部	盛岡市内丸
青森県支部	青森市長島
宮城県支部	仙台市勾当通り
秋田県支部	秋田市川尻
山形県支部	山形市旅籠町
福島県支部	福島市杉妻町
茨城県支部	水戸市北三ノ丸
栃木県支部	宇都宮市塙田町
群馬県支部	前橋市曲輪町
埼玉県支部	浦和市高砂町三丁目
千葉県支部	千葉市場町
東京都支部	東京都千代田区丸の内三丁目
神奈川県支部	横浜市中区日本大通り一丁目
山梨県支部	甲府市橋町
京都府支部	京都市上京区下立壳通新町西
大阪府支部	大阪市東区大手前之町
兵庫県支部	神戸市生田区下山手五丁目
奈良県支部	奈良市登大路町
和歌山县支部	和歌山市小松原通り一丁目
鳥取県支部	鳥取市東町
島根県支部	松江市殿町
岡山县支部	岡山市内山下